補助金交付申請の手続き概要（分析調査）

事前相談

◆　市役所で補助の対象となる建築物であるかどうか、また、今後の手続の方法などをご相談ください。

見積り依頼

◆　分析調査機関に相談され、見積書をもらってください。
申請時に必要になります。
※建築物石綿含有建材調査者による調査が補助の対象となります。

交付申請

◆　補助金交付申請書（様式第１号）には、次の書類を添付してください。
①事業実施計画書（様式第２号）
②収支予算書（様式第３号）
③役員等調書兼照会承諾書（様式１）
④分析調査に要する経費の見積書の写し
⑤分析調査を行う箇所を明示した申請建物の平面図、付近見取図
⑥申請建物の所有者であることが確認できる書類

交付決定

◆　書類審査の上、補助金交付の可否の決定を通知します。

事業着手

◆　事業に着手したときは、速やかに着手届（様式第５号）を提出してください。
なお、分析調査の着手は、市の交付決定があってから行ってください。

実績報告

◆　事業が完了したときには、**完了の日から起算して30日を経過する日、または補助金の交付決定があった年度の3月31日までのいずれか早い日までに**実績報告書（様式第６号）に次の書類を添付して提出してください。
①収支決算書（様式第３号）
②事業報告書（様式第７号）
③分析調査に係る請負契約書の写し
④アスベスト分析調査結果報告書（写真が添付されたもの）
⑤分析調査に係る請求書または領収書の写し

補助金確定

◆　審査の上、補助金の額を確定します。
※補助金の額：分析調査に要した費用に１０分の１０を乗じて得た額
（25万円/棟を限度とします。）

補助金交付請求

◆　補助金の請求は、補助金等支払請求書（規則様式第９号）に次の書類を添付して提出してください。
①補助金交付決定通知書または補助金等確定通知書の写し
②口座振込依頼書

補助金受理

◆　補助金は、指定の口座に振り込みます。